

令和7年度群馬県読み聞かせボランティア顕彰について

令和7年9月16日
生涯学習課

1 顕彰の目的

自主的に読み聞かせ活動が続けているボランティアの中から、地域における子どもの読書活動への貢献が顕著なボランティアを顕彰し、熱意と努力に報いるとともに、広く県下に紹介することにより、子どもの読書活動推進の一層の振興を図るために行うものです。

2 顕彰者（団体・個人）数

5団体

3 選考経過

市町村教育委員会から推薦のあった5団体について、「群馬県読み聞かせボランティア顕彰要綱」の規定に基づき選考を行った結果、以下の5団体が顕彰団体として適当と認められました。

4 顕彰者（団体・個人）

団体・個人名等	活 動 内 容 等
黒保根学園読書支援隊 【団体】 (桐生市) 代表者：須永 朋子 活動年数：19年	○読み聞かせ実施後に、読み聞かせた本のタイトルを記録簿に残し、年間を通して重複がないよう配慮している。 ○学校通信等で広くボランティアを募集するとともに、町外から通学する児童の保護者に積極的に呼びかけることで、新たな協力者が増えてきている。
太田市立強戸小学校読み聞かせボランティア【団体】 (太田市) 代表者：塚越 弘子 活動年数：13年	○外部の研修会に参加したり、団員がやる読み聞かせの場面を見合ったりする活動を実施している。 ○クリスマスの時期には読み聞かせに伴うゲームをしたり、クリスマスプレゼントとして葉を配布したり、児童達への本に対する関心をより高めようとする活動をしている。
池田よみきかせの会 【団体】 (沼田市) 代表者：田村 恵子 活動年数：28年	○毎月1回コミュニティセンターの読み聞かせでは1時間前に集合し、情報交換や読み聞かせの練習、手あそび・工作の準備を行っている。 また、利根沼田読み聞かせ連絡会に所属し情報交換を行っている。 ○「利根沼田読み聞かせ連絡会」に所属し、常に情報交換を行い、連絡会主催のイベントに積極的に参加している。
豊秋小学校お話しの会 “クローバ”【団体】 (渋川市) 代表者：竹田 由美子 活動年数：29年	○図書主任や図書館事務補助と連携し、季節や行事に合わせた内容を選定している。 ○地域に伝わる『田窪稻荷の白ぎつね』の紙芝居を作成し、低学年に披露している。
芝根小学校読み聞かせボランティアの会【団体】 (玉村町) 代表者：神立里香 田口理恵子 活動年数：25年	○読み聞かせボランティア募集のチラシを公共図書館に置くなど、読み聞かせ活動に関心のある人へお知らせしている。 ○学校の「命の授業」に関連して、大型絵本の読み聞かせを行っている。 また、読み聞かせボランティア団体「ヨボ読ボの会」から本の情報や読み方の指導を受けている。

5 顕彰式

10月30日（木）開催予定の群馬県図書館大会にて表彰予定。

群馬県読み聞かせボランティア顕彰要綱

1 目 的

子どもの読書活動を推進するうえで、読み聞かせは重要な役割を果たすものである。そこで、自主的に読み聞かせ活動を行っているボランティアの中から、地域における子どもの読書活動への貢献が顕著なボランティアを顕彰し、熱意と努力に報いるとともに、広く県下に紹介することにより、子どもの読書活動推進の一層の振興を図ることを目的とする。

2 顕彰方法と顕彰者数

毎年1回、5名程度の個人または団体を顕彰するものとする。

3 顕彰候補者の条件

(1) 活動年数

自主的に活動している個人または団体で、活動年数が原則として5年を超えていること。
ただし、この顕彰を既に受けたものは除くこととする。

(2) 活動回数

原則として月に1回以上の割合で、定期的に活動していること。

(3) 活動内容

読み聞かせを通して子どもたちに読書の楽しさを伝えるため、以下の事項等について、内容、方法等に工夫した自主的な活動を行っていること。

- ① 子どもの本や読書についての知識を深めるため研鑽を積んでいること。
- ② 読み聞かせをする本の選定について研鑽を積んでいること。
- ③ 本の読み方や見せ方などについて研鑽を積んでいること。
- ④ 子どもが楽しい時間を過ごせるよう雰囲気づくりなどを工夫していること。
- ⑤ 読み聞かせ会等の開催について、お知らせや情報誌の発行など広報に務めていること。
- ⑥ 家庭・学校・他の読み聞かせグループ等との連携・協力に努めていること。

4 推薦方法

市町村教育委員会教育長が、次に掲げる関係書類を添えて教育長に推薦する。

(1) 推薦書（別紙様式1）

(2) 読み聞かせボランティア活動調査書（別紙様式2）

(3) その他参考となる資料

- ①活動計画 ②活動記録集 ③広報など情報等 ④その他

5 被顕彰者の決定

被顕彰者については、4により推薦された候補者の中から教育長が決定する。

この要綱は、平成13年10月17日から施行する。

この要綱は、平成30年 7月18日から施行する。